

公衆街路灯(防犯灯)の電気料金のご案内

いつも電気をご利用いただきありがとうございます。

「公衆街路灯(防犯灯)」をご契約のお客さまの電気料金は次のとおりとなります。

電気料金単価表

契約種別		単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)	
公衆街路灯A	需要家料金	1契約	68円04銭	
	電灯料金	10Wまで	1灯	75円62銭
		10Wをこえ 20Wまで		118円83銭
		20Wをこえ 40Wまで		205円25銭
		40Wをこえ 60Wまで		291円68銭
		60Wをこえ 100Wまで		464円53銭
	100Wをこえる 100Wまでごとに	464円53銭		
小型機器料金	50VAまで	1機器	208円19銭	
	50VAをこえ 100VAまで		355円88銭	
	100VAをこえる 100VAまでごとに		355円88銭	
公衆街路灯B	最低料金(最初の15kWhまで)	1契約	336円10銭	
	電力量料金(15kWh超過分)	1kWh	21円84銭	
公衆街路灯C	基本料金	1kVA	356円40銭	
	電力量料金	1kWh	19円21銭	

(注) 1. 電灯料金区分は蛍光灯等に表示されているワット数とは異なります。
2. 公衆街路灯Cにおいて1ヶ月のご使用量が0kWhの場合の基本料金は、半額といたします。

電気料金計算例

◆公衆街路灯A

<蛍光灯 20W×1灯 / 高効率型(入力換算後 30W)を1ヶ月使用> の場合

需要家料金	①	68円04銭	= 1契約につき
電灯料金	②	205円25銭	= 20Wをこえ40Wまでの1灯の電灯料金
燃料費調整額	③	当該年月分の単価を適用いたします。	= 20Wをこえ40Wまでの1灯の燃料費調整単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金	④	当該年度分の単価を適用いたします。	= 20Wをこえ40Wまでの1灯の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (円未満切捨て)
請求金額		273円*	= ①+②+③+④ (円未満切捨て)

◆公衆街路灯B

<1ヶ月のご使用量 300kWh> の場合

最低料金	①	336円10銭	= 15kWhまで
電力量料金	②	6,224円40銭	= 「電力量料金単価」×(300-15) [kWh]
燃料費調整額	③	当該年月分の単価を適用いたします。	= 「燃料費調整単価(15kWhまで)」+「燃料費調整単価(15kWhをこえる1kWhにつき)」×(300-15) [kWh]
再生可能エネルギー発電促進賦課金	④	当該年度分の単価を適用いたします。	= 「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(15kWhまで)」+「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(15kWhをこえる1kWhにつき)」×(300-15) [kWh] (円未満切捨て)
請求金額		6,560円*	= ①+②+③+④ (円未満切捨て)

◆公衆街路灯C

<契約容量 10kVA / 1ヶ月のご使用量 900kWh> の場合

基本料金	①	3,564円00銭	= 「基本料金単価」×10 [kVA]
電力量料金	②	17,289円00銭	= 「電力量料金単価」×900 [kWh]
燃料費調整額	③	当該年月分の単価を適用いたします。	= 「燃料費調整単価(1kWhにつき)」×900 [kWh]
再生可能エネルギー発電促進賦課金	④	当該年度分の単価を適用いたします。	= 「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(1kWhにつき)」×900 [kWh] (円未満切捨て)
請求金額		20,853円*	= ①+②+③+④ (円未満切捨て)

- ※ ・上記の請求金額例には、消費税等相当額を含みます。
 ・上記の請求金額例には、毎月単価が変動する燃料費調整額および毎年単価が変更となる再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めておりません。
 ・実際に請求させていただく金額には、当該月に応じた燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算して請求させていただきます。
 ・電気のご使用を廃止または開始される場合は、上記によらず日割計算をいたします。

■燃料費調整制度について

燃料費調整制度は、原油・LNG(液化天然ガス)・石炭の燃料価格の変動に応じて、電気料金を自動的に調整する制度です。3-5ヶ月前の3ヶ月の平均燃料価格を基準燃料価格と比較し、その変動分について各月の電気料金に反映いたします。

■再生可能エネルギー発電促進賦課金について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、平成23年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」にもとづき、再生可能エネルギー(太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等)により発電された電気を、一定期間・固定価格で電力会社等が買い取ることを義務付けるもので、平成24年7月から開始されています。また、電力会社等が買取りに要した費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」(電気料金の一部)として、電気のご使用量に応じて、お客さまにご負担いただくものです。

【詳細については関西電力ホームページにも掲載しております】